

【会議の概要】

会 議 名：令和元年度第 1 回加古川市障害者施策推進協議会

日 時：令和元年 6 月 21 日（金）9 時 30 分から 11 時 20 分まで

場 所：加古川市民会館 第 3 会議室

議 題：（1）第 5 期加古川市障害福祉計画及び第 1 期加古川市障害児福祉計画の進捗評価について
（2）加古川市立知的障害者総合支援センターの民間移管について

出 席 者：委員 8 名、市（事務局）12 名

欠 席 者：委員 1 名

公開・非公開の別：議題（1）公開（傍聴者 1 名）、議題（2）非公開

【協議の概要】

- （1）第 5 期加古川市障害福祉計画及び第 1 期加古川市障害児福祉計画の進捗評価について（公開）
平成 30 年度よりスタートした第 5 期及び第 1 期計画について、平成 30 年度終了時点の進捗評価を、5 つの成果目標ごとに取り組み内容及び進捗状況、市の評価について事務局から説明を行い、委員から意見をいただいた。
- （2）加古川市立知的障害者総合支援センターの民間移管について（非公開）
令和 2 年度から民間移管により施設を運営する知的障害者総合支援センターの公募に関して、二次審査の流れや採点・配点基準等について、事務局から説明し、委員に意見をいただいた。

以 上

議長）【会長】、司会）事務局【事務局】

1 開 会

《事務局より配付資料の確認》

2 委嘱状の交付

《部長より新任委員へ委嘱状の交付》

3 部長あいさつ

《部長よりあいさつ》

4 委員紹介

《事務局より着席順に委員紹介》

5 加古川市障害者施策推進協議会条例等について

《事務局より条例等について説明》

6 議事

(1) 第5期加古川市障害福祉計画及び第1期加古川市障害児福祉計画の進捗評価について事務局より資料に沿って5つの成果目標についてまとめて説明。以下、意見交換の内容。

[会長]

事務局より成果目標1から5についての説明がありましたが、成果目標1『福祉施設入所者の地域生活への移行』について、評価項目が「A」となっていますが、委員の皆様から意見などはございますでしょうか。

[事務局]

本日ご欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますので紹介します。

「『地域移行の可能性のある者』とのことですが、障害程度によって『地域移行できる・できない』と決め付けてしまうべきではないと思います。福祉専門職の方々には、何よりもご本人の意向が大切にしながら、あるいは『地域で生活したい』という意欲を引き出すような支援をお願いしたいと思います。また『具体的な調整』とは例えばどのようなことでしょうか。」

[事務局]

地域移行で生活が可能な方へのアプローチが重要になっております。生活相談支援員や施設職員との情報共有を行い、移行先が決まった後は日中、夜間、週末、在宅等の個人に応じたサービスの連携を行っていくということです。

[会長]

受け入れ可能先が広がるという意味で、平成30年度グループホーム新規開設推進補助事業が1件の実績がありました。その後の現状はいかがでしょうか。

[事務局]

現在、国庫・県費での補助事業を活用して2件の案件を見込んでおりますが、具体的な数値については来年度確定した後にご報告いたします。

[会長]

それでは成果目標1について、本協議会の評価は、市と同じA評価ということでよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

[会長]

それでは異議なしということでA評価とします。

続いて成果目標2『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築』について、具体的な数値目標はありませんが、市の評価が「A」となっています。委員の皆様から意見などはございますでしょうか。

[副会長]

ピアサポーターの取り組みについては課題もあるので、今後がんばっていただきたいです。ただ、成果目標1とも関連してきますが、地域包括ケアシステムはあくまで精神障害だけを対象にせず、三障害を見据えてご検討いただけたらと思います。知的障がいのある入所者の背中を押すことも大いにあると思います。

[委員]

加古川市は、兵庫大学に委託してエクステンションカレッジの中でピアサポーターを養成していると同っていますが、関わりの強い分野である保健所としての方向性をどのように形成するかを考えていくに当たって、現状把握をしているところです。ピアサポーター自身の生きがいをコーディネートしていく役割を保健所が担っていると考えています。活用に当たっては事業所の負担も出てくるので、将来的なシステムを協議する場がほしいと思いますが、そうした面も調整する場がほしいです。エクステンションカレッジで養成された方々を具体的に人材資源としてどう活用していくのかという市の方針を伺えないでしょうか。

[事務局]

ピアサポーターについては、加古川健康福祉事務所との連携が大事だと考えています。また今後は、自立支援協議会内のくらし専門部会にて、ピアサポーターの活用の場や体制について、さらに協議を進めていきたいと考えています。

[委員]

大きな枠組みが必要ですし、大事な部分を担っていただいていると思います。市として大きな枠組みを作っていただきたいです。事業所の負担に対して、市の予算措置等のバックアップは厳しいですか。

[事務局]

まず、協議を進めることで具体的に何が必要かを考えていきたいです。具体的な課題抽出が第一だと考えています。

[委員]

精神障害もですが、知的・発達障害は本人のこだわりが強く、生活面に支障が出ており、本人に直結した支援が必要になります。今後、居宅介護やガイドヘルパーといった役割がますます大きくなっていくと思われるます。

[事務局]

くらし専門部会員の中には居宅介護事業所の方も参加しているので引き続き協力していきたいです。

[会長]

家族会代表の立場として何かご意見はございますか。

[委員]

精神障害に関しては医療機関から地域への移行ということで進められていますが、地域で生活していくのはなかなか難しいので福祉施設で通所しながら自立生活を目指しているという状況です。居宅での支援をより大きくしてくれると助かります。

[事務局]

本日ご欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますので紹介します。

「ピアサポーターを増やすことは大変よいことと思います。『健康福祉事務所と連携』とのことですが、就労継続支援 B 型、地活、自立生活センターなど地域で支援する民間事業所との連携も必要ではないでしょう

か。民間事業所でピアサポーターの養成や応援をしているところがあれば、是非連携すればよいと思います。場合によっては他都市の社会資源を活用するのもよいかと思います。」

[会長]

それでは成果目標2について、本協議会の評価は、市と同じA評価ということでよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

[会長]

それでは異議なしということでA評価とします。

続いて成果目標3『地域生活支援拠点等の整備』について、具体的な数値目標はありませんが、市の評価が「A」となっています。委員の皆様から意見などはございますでしょうか。

[委員]

グループホームを新規開設する事業者に対して補助制度を創設し、緊急時の短期入所の利用という言葉がありますが、これは短期入所の利用を兼ねたグループホームを創設という意味ではないのでしょうか。

[事務局]

平成30年度については、グループホームの新規開設に限定した補助金となっています。そこで定員4名のグループホームが市内に新規開設され、現状3名が入居しています。残りの1名分の枠については、その事業所へ通所している方も、グループホームを体験できるように1枠置いていただいているとのことでした。

短期入所については緊急時に受け入れをしていただいた事業所に対して、本来の報酬に加えて倍の報酬を市単で補助する制度としており、さらにより手厚い人員で対応いただいた場合は報酬の3倍まで給付する制度を平成29年度から実施しています。

[委員]

ありがとうございます。この前の自立支援協議会で短期入所をお守りのように使わない人が多いとの報告を受けて、私も実際に娘を入所させてみました。若い人の利用は多いようですが、なかなか利用しにくい理由には施設が遠かったり、送迎が大変だとか、大きな施設に泊まるのが苦手な子もいます。民家だと自分の家のように泊まれると思います。本人の立場にとっては、利用しているグループホームの一室に短期入所の枠があると、市内にグループホームができた場合は送迎の負担も減るので、ぜひ一室を短期入所枠で空けていただけたらと思います。加えて、地域生活支援拠点の整備ということで緊急時の受け入れを中心に考えられているということですが、本来は地域で安心して暮らすための様々なサービスを切れ目なく整えていくという目的であると思うので、緊急時だけでなく、居宅介護、ホームヘルプ、ガイドヘルプなどをどんどん取り入れて、今の生活に役立つ視点も考えに入れていただきたいです。

[事務局]

新規開設補助金について、平成30年度はグループホームに限定していますが、令和元年度は短期入所事業所の新規開設も補助の対象にして取り組んでいます。また、ガイドヘルプは非常にニーズの高いサービスで、移動支援事業になりますが、事業所も増えており、利用者も29年度から30年度で3割増えています。計画相談員の方からの周知も広がり、需要の高いサービスになるので、今後も適切な支給決定を進めてまいります。

[事務局]

本日ご欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますので紹介します。

『緊急時の受け入れ・対応』について、最近もショートステイ中に職員による暴行で亡くなった方がおられました。このような報道によってご本人やご家族がショートステイ利用をためられることも出てきます。『信頼できる事業所である』と認めていただけるための実績の積み上げと情報発信の工夫も必要だと思います。『体験の機会・場』については、体験の機会・場を通して、親子が離れる時間を少しずつ増やすことが、将来の自立に繋がります。また、単にサービスに繋ぐことだけでなく『親離れ・子離れ』を支援するという本来のソーシャルワークのできる相談支援専門員の養成が重要と考えます。」

[委員]

短期入所の事業所が増えて、緊急時また平常時から受け入れ態勢が整うことは良い事ですが、移動手段についての視点で、申しあげます。本校の生徒も短期入所を利用できる状況にあっても、事業所まで行く脚がない場合があるので、移動支援の充実も併せて求めたいと思います。加えて、大雨の場合などですとスクールバスのバス停まで行くために介護タクシーを呼ぶ必要がありますが、台数が少なくて利用できないというケースもございます。結局、保護者も免許を持っておらず、送迎手段がないため児童は元気で休まざるをえないという場合もあります。緊急時に短期入所事業所まで行けないということがないよう移動支援の充実もお願いいたします。

[委員]

医療的ケア児に関する取り組みを進めている状況ですが、災害時でなくても、保護者の病気や一時避難的な入院、レスパイト入院に対して、市民病院に受け入れ枠の確保がありますか。

[事務局]

市民病院においても、院内に通院・入院している方に限って受け入れを行っていますが、広く公には受け入れる状況にはありません。県の事業で、輪番制で受け入れるという事業を市民病院は行っており、東播磨、西播磨など輪番での受け入れをしているということは聞いております。

[会長]

それでは成果目標3について、本協議会の評価は、市と同じA評価ということでよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

[会長]

それでは異議なしということでA評価とします。

続いて成果目標4『福祉施設から一般就労への移行等』について、具体的な数値目標はありませんが、市の評価が「A」となっています。委員の皆様から意見などはございますでしょうか。

[委員]

一般就労の実績値が41人とありますが、障害種別ごとの人数を教えてください。というのは、精神障がい者は一般就労として障害者雇用が始まったばかりで、障がい者本人も事業所側も慣れていない部分があると思います。体調の変化があるので継続的な就労が難しい人も多い中でどのように今後進めていくべ

きか引き続き考えていかなければいけないところです。成果目標1の『福祉施設入所者の地域生活への移行』者についても併せて障害種別ごとの人数を教えてくださいませんか。

[事務局]

まず就労移行系のサービスでは22名、内身体4名、知的・精神の方が18名です。就労継続A型については精神の方1名、就労継続B型については16名の内知的6名、精神5名、またB型からA型へ移行した方は精神4名、知的1名、あと精神病院から一般生活に戻る自立訓練は2名の内精神2名です。

[委員]

就労定着支援の現状について、平成30年10月に最初の利用者がサービス利用を開始してから現在の利用者数、また課題等があれば教えてくださいませんか。

[事務局]

現在支給決定を行った方は10名おり、全員サービスが継続中のため企業への定着に関しては進んでいます。これは直接サービスでなく相談サービスになるので事業所、利用者、相談員の三者が連携し、そのサポートを行うものなので今のところは課題等は見えておりません。

[事務局]

本日ご欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますので紹介します。

『一般就労に向けての啓発』とは誰に対して具体的にどう働きかけることを想定しておられますか。産業構造が変化し、従来の『障害者の仕事』がAIやロボットに取って代われようとしている中、『仕事』そのものの開発・確保が重要となるのではないかと考えています。

[事務局]

市としては、就労系障害福祉事業所に対して日中活動の場だけに留まらず、個々の能力を見極めて、段階的にステップアップできるよう事業所間の横と横の連携で一般就労に繋ぐ仕組みづくりを想定しています。平成30年度については、自立支援協議会のしごと専門部会にて事業所間の意見交換会を実施しました。その中で事業所間の情報共有をしていただくことが、利用者のステップアップに繋がる仕組みづくりと捉えています。今年度についても同様に、しごと専門部会において意見交換を予定しており、引き続き市でサポートをしていきたいと考えています。

[委員]

今後の就労の形態について、一般就労の中に在宅就労があり、仕事は一般企業での就労だけが就労の全てだという意識を改革をする必要があると研修の機会にお伺いしたこともあります。一般就労の実績値は一般企業に通勤して働く形態か、在宅での就労も含めているか教えてくださいませんか。

[事務局]

現在は一般企業での就労と捉えています。

[委員]

在宅就労は場所を選ばず、事業所も増えている状況ですが、加古川圏域で実施している事業等がありますか。

[事務局]

現在は把握しておりません。今後は通勤ができない方の就労については、就労移行事業所と連携して情報収集をし、在宅ワークに関しても意見を確認していきたいです。

[委員]

雇用契約を交わしていれば、在宅ワークでの仕事も就労の一部と捉えて良いかと思えます。今後そういった働き方が増えるならば、実績値に含めても良いのではないのでしょうか。また、③の加古川市内の就労移行支援事業所数はいくつでしょうか。加えて実績値の集計方法については、実際に一般就労した1年後時点をカウントするのでしょうか。

[事務局]

平成30年度においては就労移行支援事業所は市内には3事業所あり、1年後時点のそれぞれの事業所による一般就労への移行率が59%、36%、50%と全て目標の30%を超えているので100%と評価しています。また、今年度一つ事業所が減り2社になったため、令和元年度以降の実績値は2社が集計対象となります。

[会長]

それでは成果目標4について、本協議会の評価は、市と同じA評価ということでよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

[会長]

それでは異議なしということでA評価とします。

続いて成果目標5『障がい児支援の提供体制の整備等』について、市の評価は「A」となっています。委員の皆様から意見などはございますでしょうか。

[委員]

②の『保育所等訪問支援を利用できる体制の構築』について、学校の理解が得られず困難な面があったということですが、保健所では5歳児発達相談を実施しており、保育所から就学へのつなぎの重要な役割を果たすものであると考えておりますが、市は把握していますでしょうか。

[事務局]

保健所の取り組みについては把握しておりませんでした。②について、体制の構築は学校関係の方、福祉行政職員、事業所の職員が構成員であることも専門部会を活用し協議していきたいと考えています。仮に学校に入れないケースが起きたら、市は周知をして部会にて協議を行い、入れる状況にしていきたいです。

[委員]

この内容は様々な課に関係があり、実際にこうした問題が起きた際に問題だけを解決しようとするのではなく、全体の基盤について、親御さんのニーズ等も考えて対応することを市でも検討していただきたいです。

[事務局]

保育所等訪問支援は児童福祉法で定まっているサービスなのでしっかり周知していきたいです。実際に支

援するサービスではなく相談支援のサービスになります。資格を持った相談員さんが、集団の中での個人を把握し、療育方針や課題等について、学校園と連携し支援にあたります。

[委員]

保育所等訪問支援については何歳までが対象ですか。

[事務局]

未就学児から 18 歳までが対象です。

[委員]

学校の理解も得られるように頑張っていきたいと思います。東播磨圏域に関しては③の放課後デイサービスは 100%利用できており、重度の方も利用できるようになっていました。ただ、医療的ケア児が本校の児童において 3 年前は 25~30%でしたが、今年度は 45%になり、小学部では 60%を超えました。幼稚部では 75%へと増えており、今後長期的な視点を持った支援体制へのご理解をお願いしたいと思います。

[委員]

小学校に上がる際に暴力的な子ども、障がいが見つかりにくい子どもがいますが、小学校ごとにサポーターの人員体制等に差はあるのでしょうか。

[事務局]

市ではこども部において、1 歳児半、3 歳児検診をしており、指導している保健師にも障害福祉サービスの理解を得ており、特性があれば相談できる体制は整っていると聞いております。サービス利用は手帳ベースでなく、障がいの疑いがあるという医師の意見書で支給させてもらっています。

[委員]

小学校ごとのスクールアシスタントの差まではわからないでしょうか。

[事務局]

配置体制や差がないとまでは申しあげられません。

[事務局]

本日ご欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますので紹介します。

「②について、教育・保育の現場では歴史的に『担当の先生・保育士がその子どもの指導や支援を全面的に担う』という『抱え込み』の傾向があります。一方で、医療・保健・福祉では『チームで』という考え方がかなり定着してきており『支援者が自分一人で何とかしようとすることは、対象者のためにならない』ということが共通認識になっています。教育・保育の専門職の方々に『他機関・他職種と連携することの有効性』を実感していただくことが大切ではないかと思います。制度やサービスのことを知っていただくことも必要ですが、制度の知識のその先に、『制度を使うこと』『困っているから知恵を貸してほしいと助けを求めること』ができるようにならなければなりません。『当事者や家族が問題を抱え込まないように』と促している支援者自身が『支援を抱え込まない』ことが重要であり、それに気づいていただけたらと願っています。講座や会議では、『他機関・他職種に支援を求めて連携することで上手くいった事例』や『他機関・他職種から支援を得ることなく抱え込んで失敗した事例』を提示してみるというのもアイデアだと思います。」

[会長]

それでは成果目標5について、本協議会の評価は、市と同じA評価ということでよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

[会長]

それでは異議なしということでA評価とします。

[委員]

成果目標とは関係ないのですが2点ございます。1点目、引きこもり対策についてはどの部署が対応しているか、また実際の支援について教えていただけますでしょうか。2点目について、先日吹田で起こった警察官襲撃事件で、逮捕された犯人が精神障害者手帳2級を所持していたということで、同じ精神疾患を持つ人が全員悪いイメージを持たれてしまうことを払拭したいと考えております。

[事務局]

最近引きこもり事案が続いている中で、担当部署はこれまで明確ではありませんでしたが、生活困窮者自立支援制度という制度を生活福祉課が所管しております。制度自体は経済的に困窮されている方への支援を行うものですが、急遽先日、厚生労働省からこの制度を広く活用するように、との通知がありました。法制度は様々なお困りを抱えた方に対してサポートしていく制度ですので所管は生活福祉課ですが、経済的困窮の方だけでなく、対象の窓口を広げていきたいと考えております。対応については早急に様々な対応ができるよう市内の様々な部会等で連携してまとめていきたいです。

2点目の吹田での事件については詳細がわかっておりませんが、一部ネット等で障害のことが誹謗中傷されており、それに対して反対意見も出ている状況でございます。市としては、ネット等が反応する事態が起こらない施策を打つ必要があると考えており、正しい評価をすることが重要であるため、そうした考えで引き続き進めてまいりたいと考えております。

[会長]

それでは議事(2)に移ってまいりたいと思います。改めて、ここからの議事は非公開で行います。

《※議事(2)については非公開のため省略》

9 閉会

以 上